【美容電気脱毛器ご購入希望の方は、必ず事前にご覧ください】

- 当協会（JSA）は、美容電気脱毛の啓蒙・普及の為に、数に限りのある美容電気脱毛器・関連備品を販売しております。購入申込後、サロン HP や SNS 等を審査（医師法違反や商標権の侵害、景表法等の法令違反の有無）させていただき、販売不可の場合もあります。

- 資格保持者１人につき１台の販売、１法人３サロン上限６台（1 サロン２台）までの販売となります。
  売買契約書並びに取引基本契約書、同意書を締結してからの販売となります。

- 美容電気脱毛器は、資格取得試験時の技法セットのみの販売となります。
  （資格保持者自身が使用することとします）

- 資格取得試験時スーパーフラッシュ法で合格し、ブレンド用プローブ・プローブホルダーをご購入される場合は、JBEA 認定講師、もしくは JSA の技術確認を受けることが必要となります。

- 「美容電気脱毛の禁忌、及び注意事項」を確認し、遵守してください。

- 「“美容電気脱毛”の広告や説明時の表現の注意点」を遵守してください。

“美容電気脱毛”の広告や説明時の表現の注意点

美容電気脱毛は美容の範疇ですので、誤解の無いよう医療との区別を明確にしなければなりません。
エステティックサロンでは、“医療”という表現はいたしません。

＜正しい表現＞		＜誤った表現（下線部分）＞	
○	美容電気脱毛	×	ニードル、ニードル脱毛
○	プローブ	×	針、針脱毛
○	美容プローブ	×	医療針脱毛
○	絶縁プローブ	×	医療用ニードル
		×	絶縁針

※景品表示法では**「永久」「完全」は不当な表示になります。**

- 資格取得後から施術のブランクがある場合は、JSA の技術確認を受けていただくこととなります。

一般社団法人日本スキン・エステティック協会（JSA）